

I 総括

1 沿革

- 昭和 43 年 4 月 1 日 習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。
仮事務所は習志野市市民会館に置いた。
(従前は船橋保健所の管轄区域)
- 昭和 43 年 8 月 8 日 習志野保健所の旧庁舎が完成した。
(鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 841 m²)
- 昭和 43 年 8 月 10 日 庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
- 平成 4 年 3 月 31 日 習志野市と現在地(本大久保 5 丁目)の賃貸借契約を締結した。
- 平成 5 年 11 月 4 日 習志野保健所の現庁舎が完成した。
(鉄筋コンクリート造 4 階建 延面積 2,243.9 m²)
- 平成 6 年 1 月 12 日 現庁舎完成の落成式を行う。旧庁舎から現庁舎に移転した。
- 平成 6 年 4 月 30 日 旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
- 平成 9 年 4 月 1 日 [地域保健法]の施行に伴い、業務・組織が変更された。
組織は、これまでの 4 課から 1 課 7 班の体制となる。(総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班、食品衛生班、環境衛生班)
- 平成 12 年 4 月 1 日 業務・組織が変更され、6 課 1 班の体制となる。(総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課、生活衛生課)
- 平成 15 年 4 月 1 日 鎌ヶ谷市が管轄区域に加わる。
- 平成 16 年 4 月 1 日 習志野健康福祉センター(保健所)と改称し、6 課 1 班体制となる。
(総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
なお、支庁社会福祉課で行っていた業務の一部が移管された。
- 平成 17 年 4 月 1 日 精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5 課 1 班体制となる。
(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
- 平成 20 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が食品機動監視班へと名称が変更された。
- 平成 24 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、6 課体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)
- 平成 25 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課へ、健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8 課体制となる。(総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)
- 平成 28 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、総務企画課を総務課と企画課へ再編し、9 課体制となる。(総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)

表1 歴代所長

代	氏名	就任年月日	代	氏名	就任年月日
初代	沖山 鏢三郎	昭和43年4月1日	15代	安井 成美	平成3年4月1日
2代	相沢 多満	昭和48年4月1日	16代	内田 佐太臣	平成5年4月1日
3代	長井 和行(兼)	昭和49年4月1日	17代	溝口 勝	平成8年4月1日
4代	内田 早苗(兼)	昭和49年10月1日	18代	大野 由記子	平成12年4月1日
5代	楠本 浩	昭和50年6月1日	19代	山崎 彰美	平成15年4月1日
6代	服部 隆男	昭和54年4月20日	20代	井上 孝夫	平成17年4月1日
7代	楠本 浩(兼)	昭和56年6月16日	21代	高地 刀志行	平成19年4月1日
8代	稲田 正實(兼)	昭和58年4月1日	22代	藤木 哲郎	平成21年4月1日
9代	丸山 正雄	昭和59年4月1日	23代	井上 孝夫	平成24年4月1日
10代	稲田 正實(兼)	昭和61年4月1日	24代	新 玲子	平成26年4月1日
11代	石毛 義治	昭和62年4月1日	25代	江口 弘久	平成27年4月1日
12代	安藤 俊朗(兼)	昭和63年4月1日	26代	久保 秀一	平成29年4月1日
13代	實川 浩	昭和63年7月1日	27代	杉戸 一寿	平成31年4月1日
14代	安藤 由記男	平成2年4月1日			

2 概 要

当保健所の管轄区域は、千葉県北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の3市である。健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市及び浦安市を管轄とするものがある。

習志野市と八千代市を合わせた面積は72平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業（京葉港埋立）により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。

鎌ヶ谷市は面積21平方キロメートルで、都心から25キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から25～35キロメートルの圏内にあり、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれている。その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部、内陸部における大規模な住宅開発や、内陸部における工業団地の造成等により人口が急激に増加した地域である。平成8年4月には東葉高速鉄道（西船橋～勝田台間）が開通し、沿線の住宅造成によりさらに人口が増加し、その後もゆるやかに増加が続いている。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに応える行政を推進するとともに、県民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯数等の概況

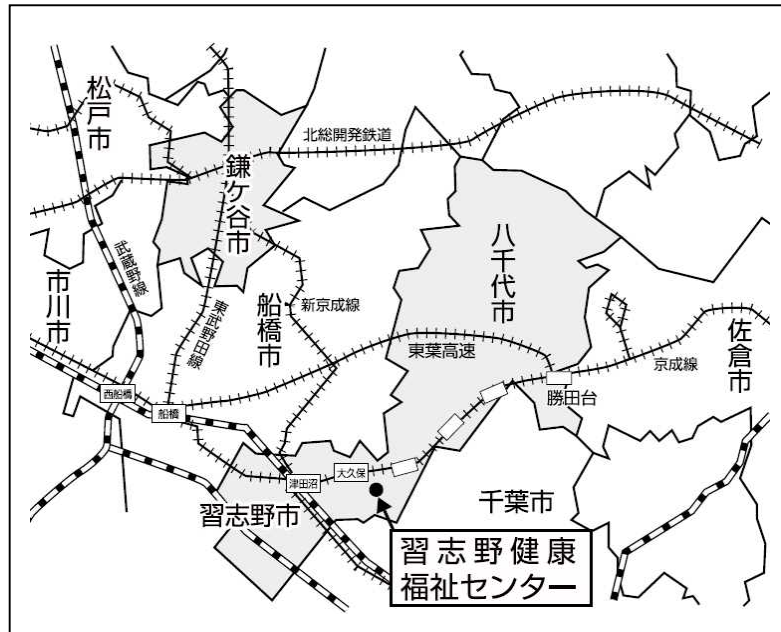
表3－(1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	214,961	487,569	5,217.99	93.44
習志野市	80,377	176,611	8,422.07	20.97
八千代市	86,724	200,917	3,909.65	51.39
鎌ヶ谷市	47,860	110,041	5,220.16	21.08
県 総 数	2,802,071	6,278,007	1,217.30	5,157.31

出典：(人口) 令和3年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和3年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表 3 - (2) - アのとおりで、令和 3 年 4 月 1 日現在の年齢三区
分によると、0 歳～14 歳までの年少人口の割合は 12.5%、15～64 歳までの生産年齢人口は
62.3%、65 歳以上の老年人口 25.2%で、県平均と比較し年少人口割合は高く、老年人口の割
合は低くなっている。

管内人口の年齢構成推移を見ると、年少人口は減少し、老年人口は増加しており、少子
高齢化が進んでいると認められる。

令和 3 年 4 月 1 日現在の管内の年齢 5 歳階級別人口構成は、図 3 - (2) 及び表 3 -
(2) - イのとおりである。

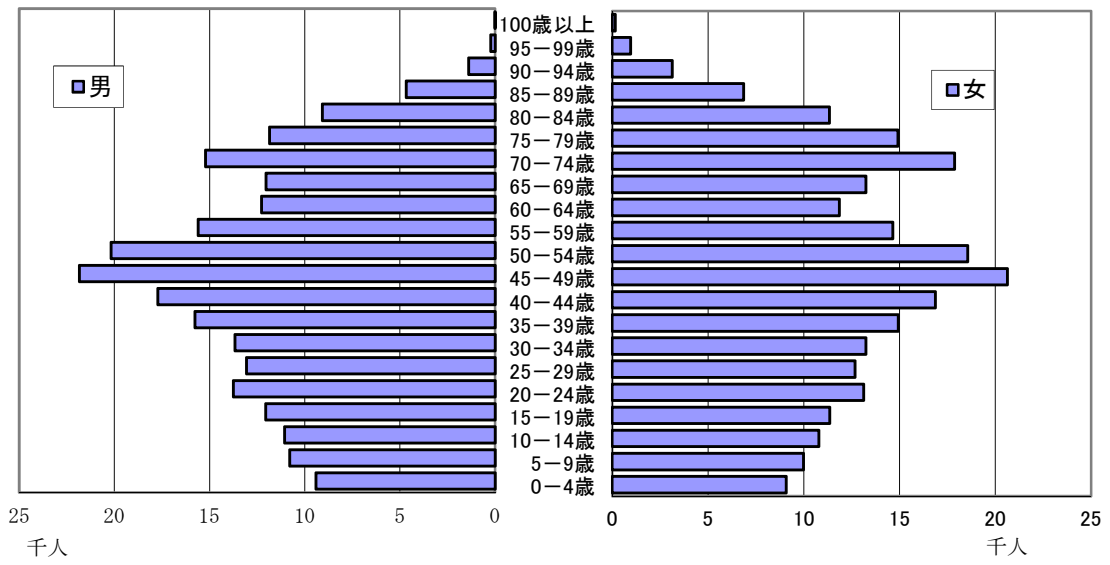
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内	18	448,674	64,991	(14.5)	310,305	(69.2)	73,378	(16.4)	—	—
	23	466,581	67,027	(14.4)	305,992	(65.6)	93,562	(20.1)	—	—
	28	474,247	64,228	(13.5)	295,757	(62.4)	114,262	(24.1)	—	—
	31	482,277	62,125	(12.9)	299,502	(62.1)	120,650	(25.0)	—	—
	R2	484,346	61,515	(12.7)	301,079	(62.2)	121,752	(25.1)	—	—
	R3	487,841	61,106	(12.5)	303,784	(62.3)	122,951	(25.2)	—	—
習志野市	18	159,187	22,402	(14.1)	111,075	(69.8)	25,710	(16.2)	—	—
	23	163,722	23,016	(14.1)	109,191	(66.7)	31,515	(19.2)	—	—
	28	169,461	22,869	(13.5)	108,417	(64.0)	38,175	(22.5)	—	—
	31	173,362	22,681	(13.1)	110,480	(63.7)	40,201	(23.2)	—	—
	R2	174,033	22,576	(13.0)	110,977	(63.8)	40,480	(23.3)	—	—
	R3	175,301	22,420	(12.8)	111,823	(63.8)	41,058	(23.4)	—	—
八千代市	18	184,683	28,367	(15.4)	126,253	(68.4)	30,063	(16.3)	—	—
	23	193,274	29,293	(15.2)	125,312	(64.8)	38,669	(20.0)	—	—
	28	195,371	27,455	(14.1)	120,839	(61.9)	47,077	(24.1)	—	—
	31	198,965	26,239	(13.2)	123,016	(61.8)	49,710	(25.0)	—	—
	R2	200,275	25,949	(13.0)	124,183	(62.0)	50,143	(25.0)	—	—
	R3	202,561	26,002	(12.8)	126,066	(62.2)	50,493	(24.9)	—	—
鎌ヶ谷市	18	104,804	14,222	(13.6)	72,977	(69.6)	17,605	(16.8)	—	—
	23	109,585	14,718	(13.4)	71,489	(65.2)	23,378	(21.3)	—	—
	28	109,415	13,904	(12.7)	66,501	(60.8)	29,010	(26.5)	—	—
	31	109,950	13,205	(12.0)	66,006	(60.0)	30,739	(28.0)	—	—
	R2	110,038	12,990	(11.8)	65,919	(59.9)	31,129	(28.3)	—	—
	R3	109,979	12,684	(11.5)	65,895	(59.9)	31,400	(28.6)	—	—
県総数	18	6,134,039	832,237	(13.6)	4,230,544	(69.0)	1,071,258	(17.5)	—	—
	23	6,277,160	832,370	(13.3)	4,138,283	(65.9)	1,306,507	(20.8)	—	—
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	—	—
	31	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	—	—
	R2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	—	—
	R3	6,319,128	747,204	(11.8)	3,846,179	(60.9)	1,725,745	(27.3)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和3年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和3年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口					生産年齢人口										老年人口					
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	487,841	18,483	20,782	21,841	23,410	26,870	25,742	26,913	30,694	34,584	42,465	38,736	30,246	24,124	25,274	33,074	26,770	20,408	11,538	4,518	1,191	178
男	241,598	9,405	10,790	11,053	12,052	13,746	13,061	13,669	15,760	17,716	21,838	20,176	15,594	12,272	12,035	15,206	11,855	9,070	4,672	1,383	228	17
女	246,243	9,078	9,992	10,788	11,358	13,124	12,681	13,244	14,934	16,868	20,627	18,560	14,652	11,852	13,239	17,868	14,915	11,338	6,866	3,135	963	161
習志野市 総数	175,301	6,922	7,817	7,681	8,461	10,420	9,695	10,238	11,803	12,809	14,958	13,742	10,994	8,703	8,601	10,962	8,503	6,778	3,994	1,675	478	67
男	87,279	3,537	4,019	3,866	4,496	5,587	5,029	5,265	6,088	6,536	7,656	7,100	5,721	4,397	4,121	5,058	3,733	2,898	1,577	508	80	7
女	88,022	3,385	3,798	3,815	3,965	4,833	4,666	4,973	5,715	6,273	7,302	6,642	5,273	4,306	4,480	5,904	4,770	3,880	2,417	1,167	398	60
八千代市 総数	202,561	7,968	8,648	9,386	10,019	10,864	10,534	11,072	12,437	14,183	18,010	16,488	12,652	9,807	10,190	13,379	11,143	8,580	4,795	1,869	469	68
男	100,055	4,089	4,504	4,832	5,028	5,415	5,296	5,552	6,352	7,252	9,157	8,595	6,476	5,067	4,857	6,127	4,947	3,813	1,991	595	103	7
女	102,506	3,879	4,144	4,554	4,991	5,449	5,238	5,520	6,085	6,931	8,853	7,893	6,176	4,740	5,333	7,252	6,196	4,767	2,804	1,274	366	61
鎌ヶ谷市 総数	109,979	3,593	4,317	4,774	4,930	5,586	5,513	5,603	6,454	7,592	9,497	8,506	6,600	5,614	6,483	8,733	7,124	5,050	2,749	974	244	43
男	54,264	1,779	2,267	2,355	2,528	2,744	2,736	2,852	3,320	3,928	5,025	4,481	3,397	2,808	3,057	4,021	3,175	2,359	1,104	280	45	3
女	55,715	1,814	2,050	2,419	2,402	2,842	2,777	2,751	3,134	3,664	4,472	4,025	3,203	2,806	3,426	4,712	3,949	2,691	1,645	694	199	40
千葉県 総数	6,319,128	223,556	253,958	269,690	282,127	332,220	334,176	345,311	388,407	430,616	519,220	473,133	393,423	347,546	382,397	474,858	351,984	262,923	161,045	70,048	19,445	3,045
男	3,150,771	114,472	130,578	138,457	144,753	172,044	173,858	180,173	202,102	223,559	269,855	246,005	202,870	175,921	187,256	225,419	161,154	116,032	61,751	20,394	3,762	356
女	3,168,357	109,084	123,380	131,233	137,374	160,176	160,318	165,138	186,305	207,057	249,365	227,128	190,553	171,625	195,141	249,439	190,830	146,891	99,294	49,654	15,683	2,689

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和3年4月1日現在）

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和3年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談	偶数月 第1火曜日 奇数月 第1月曜日	14:00～16:00	予約制 八千代市障害者福祉センター
	第2火曜日	14:00～16:00	予約制 習志野健康福祉センター
	第4木曜日	14:00～16:00	予約制 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター
DV相談	電話相談 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966
	来所相談 月曜日	※詳細は電話にて	来所相談予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談	電話相談 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
H I V 検査	即日検査	—	※新型コロナウイルス対応のため中止
	夜間検査	—	
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)		—	
梅毒・クラミジア検査		—	
腸内細菌検査	原則第1、第3火曜日	9:00～10:30	
思春期相談	原則第3金曜日	9:30～11:30	予約制 習志野健康福祉センター
		9:30～11:30	予約制 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター (年2回)
結核管理・接触者健康診断	第1、第3水曜日	13:15～14:15	個人通知
被爆者検診	年2回	—	個人通知

5 各種委員会

(1) 習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (令和 3 年 9 月 1 日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
八 千 代 市 長	服 部 友 則
鎌 ケ 谷 市 長	芝 田 裕 美
千 葉 県 議 会 議 員	伊 藤 寛
千 葉 県 議 会 議 員	佐 藤 健 二 郎
千 葉 県 議 会 議 員	横 山 秀 明
千 葉 県 議 会 議 員	茂 呂 剛
千 葉 県 議 会 議 員	秋 葉 就 一
千 葉 県 議 会 議 員	石 井 一 美
千 葉 県 議 会 議 員	岩 波 初 美
習 志 野 市 医 師 会 長	豊 崎 哲 也
八 千 代 市 医 師 会 長	加 瀬 卓
鎌 ケ 谷 市 医 師 会 長	石 川 宏 貴
船 橋 歯 科 医 師 会 総 務 理 事	皆 川 学
習 志 野 市 歯 科 医 師 会 長	齋 藤 守
八 千 代 市 歯 科 医 師 会 長	柴 崎 聡
習 志 野 市 薬 剤 師 会 長	久 保 木 俊 光
八 千 代 市 薬 剤 師 会 長	秋 吉 恵 蔵
船 橋 薬 剤 師 会 長	杉 山 宏 之

京 葉 地 域 獣 医 師 会 長	桑 島 智
千 葉 県 看 護 協 会 船 橋 地 区 部 会 員	金 田 ひ と み
習 志 野 市 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長	野 村 浩 一
八 千 代 市 社 会 福 祉 協 議 会 長	綱 島 照 雄
習 志 野 市 母 子 保 健 推 進 員 の 会 会 長	武 田 恵 理
習 志 野 保 健 所 管 内 食 品 衛 生 協 会 長	藤 田 修 一 郎
鎌 ヶ 谷 市 食 生 活 改 善 協 議 会 長	横 井 隆 子
千 葉 県 美 容 業 生 活 衛 生 同 業 組 合 習 志 野 支 部 長	鈴 木 真 由 美
心 の ボ ラ ン テ ィ ア ・ 八 千 代 「 虹 」 代 表	黒 田 知 映

(2) 習志野保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和3年4月1日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
公益財団法人ちば県民保健予防財団副理事長 総合健診センター長	鈴 木 公 典
千葉県済生会習志野病院 呼吸器内科部長	黒 田 文 伸
嶋 瀬 内 科 ク リ ニ ッ ク 院 長	嶋 瀬 順 二
日 名 子 規 子 司 法 書 士 事 務 所	日 名 子 規 子
千葉県人権擁護委員協議会習志野支部会	浅 田 和 子

6 機構及び事務内容

センター長(技)	総務課 5名	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務に関する事。 2 センター運営協議会に関する事。 3 職員の安全衛生管理に関する事。 4 予算、決算に関する事。 5 庁舎管理に関する事。
	企画課 4名	<ol style="list-style-type: none"> 1 医務に関する事。 2 業務に関する事。 3 免許に関する事。 4 医療施設等の調査に関する事。 5 人口動態統計、保健衛生上の統計及び調査に関する事。 6 情報の収集、整理及び活用に関する事。 7 地域が抱える課題に即した調査・研究に関する事。 8 企画及び調整に関する事。 9 保健所実習・地域保健臨床研修に関する事。
	地域保健課 13名	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健師関係指導事業に関する事。 2 母子保健に関する事。 3 成人・老人保健に関する事。 4 一人ひとりに応じた健康支援事業に関する事。 5 総合的な自殺対策推進事業に関する事。 6 地域・職域連携推進事業に関する事。 7 栄養改善事業に関する事。 8 歯科保健事業に関する事。 9 精神保健福祉相談事業に関する事。 10 肝炎対策事業に関する事。 11 難病対策事業に関する事。 12 市町村支援に関する事。
	地域福祉課 4名	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子父子寡婦福祉に関する事。 2 特別児童扶養手当の認定及び支給に関する事。 3 戦傷病者・戦没者遺族等の援護業務に関する事。 4 民生(児童)委員及び主任児童委員に関する事。 5 高齢者・障害者・児童福祉に関する事。 6 配偶者暴力相談支援センターの業務に関する事。 7 中核地域生活支援センター事業に関する事。
	疾病対策課 14名	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康危機管理(感染症)に関する事。 2 結核予防事業に関する事。 3 感染症対策事業に関する事。 4 予防接種事業に関する事。 5 エイズ予防対策事業に関する事。 6 原爆被爆者対策事業に関する事。 7 臓器移植対策事業に関する事。 8 石綿健康被害対策事業に関する事。
	生活衛生課 9名	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品衛生法の施行に関する事。 2 乳等省令の施行に関する事。 3 製菓衛生師法の施行に関する事。 4 ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関する事。 5 食品営業者等の衛生教育、食品衛生管理者及び食品衛生責任者の届出に関する事。 6 狂犬病予防法、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事。 7 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。 8 旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法に関する事。 9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法に関する事。 10 遊泳用プールの衛生、飲用井戸、ねずみ等衛生害虫、住宅衛生等の相談、指導に関する事。
	検査課 7名	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症・食中毒に係る検査に関する事。 2 食品衛生検査に関する事。 3 血液・血清等臨床検査に関する事。 4 腸内細菌検査に関する事。
	食品機動 監視課 4名	<ol style="list-style-type: none"> 1 調理・製造・販売・加工施設等の監視指導に関する事。 2 食品表示法に関する事。 3 輸入食品の監視に関する事。 4 大規模店舗・特定給食施設の監視指導に関する事。 5 食品の取去検査に関する事。 6 食中毒の施設調査に関する事。
	副センター長(事)	
	副センター長(技) 2名	
監査指導課 10名	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉事業を実施する社会福祉法人の運営管理及び会計管理の指導監査に関する事。 2 保育所、特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等の運営管理及び入所者処遇の指導監査に関する事。 3 指定障害者福祉サービス事業所及び介護保険指定事業所の実地指導に関する事。 4 認可外保育施設の立入調査に関する事。 5 有料老人ホームの立入検査に関する事。 6 介護老人保健施設の実地指導に関する事。 	

※令和3年10月1日現在

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和3年10月1日現在)

	所 長 (センター長)	次 長 (副センター長)	総 務 課 (課長事務取扱)	企 画 課 (課長)	地 域 保 健 課 (課長)	地 域 福 祉 課 (課長)	疾 病 対 策 課 (課長)	生 活 衛 生 課 (課長)	検 査 課 (課長)	食 品 機 動 監 視 課 (課長)	監 査 指 導 課 (課長)	計
合計	1	3	5	4	13	4	14	9	7	4	10	74
医師	1						1					2
事務		1	【1】5		1	【1】4	4				【1】10	25
薬剤師		1		2				1		2		6
獣医師							【1】4					4
保健師				1	【1】4	【1】7						12
診療放射線技師							1					1
臨床検査技師				【1】1				3	【1】7			11
管理栄養士		1			2			1		【1】2		6
精神保健福祉士					4							4
その他の技術職員					2		1					3
食品衛生監視員(再掲)	1	1						6		4		12
環境衛生監視員(再掲)	1	1						8				10

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、課長の職種は【】内に再計とした。